

育児・介護休業等に関する協定

会社名_____（以下「会社」という）と従業員代表_____は、
育児・介護休業等に関し、次のとおり協定する。

（育児休業の申出を拒むことができる従業員）

第1条 会社は、次の従業員から1歳に満たない子を養育するための育児休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から1年以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（介護休業の申出を拒むことができる従業員）

第2条 会社は、次の従業員から介護休業の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から93日以内に雇用関係が終了することが明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（子の看護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第3条 会社は、次の従業員から子の看護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社6ヶ月未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（介護休暇の申出を拒むことができる従業員）

第4条 会社は、次の従業員から介護休暇の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社6ヶ月未満の従業員
- (2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

（所定外労働の免除の申出を拒むことができる従業員）

第5条 会社は、次の従業員から所定外労働の免除の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

- (1) 入社1年未満の従業員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(育児短時間勤務の申出を拒むことができる従業員)

第6条 会社は、次の従業員から育児短時間勤務の申出があったときは、その申出を拒むことができるものとする。

(1) 入社1年未満の従業員

(2) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

(従業員への通知)

第7条 会社は、第1条から第6条までのいずれかの規定により従業員の申出を拒むときは、その旨を従業員に通知するものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、平成____年____月____日から平成____年____月____日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、会社、組合いずれからも申出がないときには、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

(会社名)

代表取締役

Ⓜ

従業員代表

Ⓜ